

身延町立小学校統合準備委員会について

1. 名称等

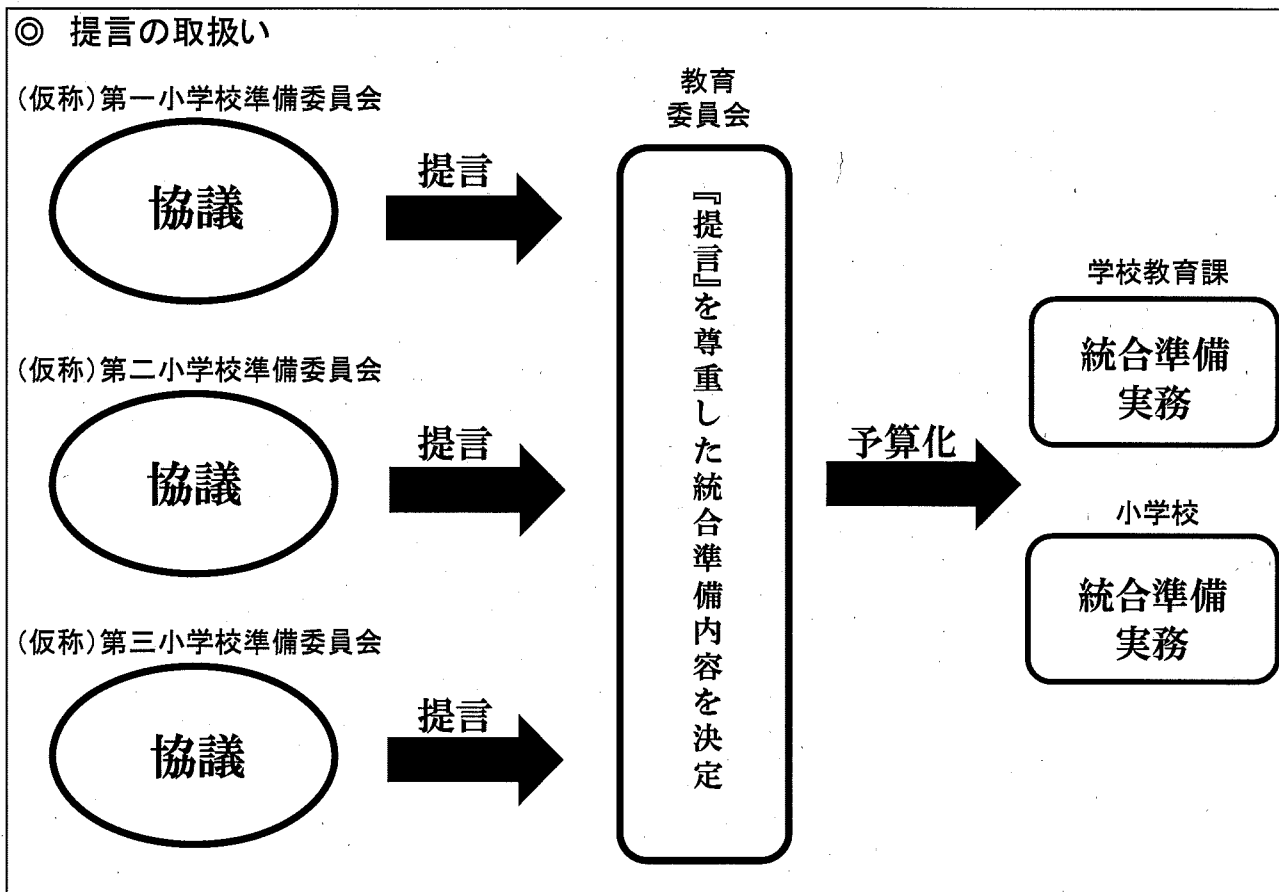
名称	構成校
身延町立(仮称)第一小学校統合準備委員会	久那土小学校、西島小学校
身延町立(仮称)第二小学校統合準備委員会	下部小学校、原小学校、下山小学校
身延町立(仮称)第三小学校統合準備委員会	身延小学校、大河内小学校

※設置根拠

- 身延町立(仮称)第一小学校統合準備委員会設置要綱 (H27.8.1 施行)
- 身延町立(仮称)第二小学校統合準備委員会設置要綱 (H27.8.1 施行)
- 身延町立(仮称)第三小学校統合準備委員会設置要綱 (H27.8.1 施行)

2. 委員会の設置目的

小学校の統合を実施するにあたり、児童の心情に配慮しながら円滑に開校が迎えられるよう、統合準備の「基本方針・留意事項等」について教育委員会へ提言する。



3. 委員会の構成

- | | |
|-----------------|------------|
| ① 小学校保護者代表 | 各 PTA より推薦 |
| ② 学区内の保育所等保護者代表 | 各保護者会等より推薦 |
| ③ 小学校教職員代表 | 校長及び教頭 |
| ④ 学識経験者 | 教育委員会が選出 |

(仮称)第一小学校統合準備委員会

	保育所 保護者代表	小学校 保護者代表	教職員代表	学識経験者	計
久那土小学校		2人	2人	2人	6人
西島小学校		2人	2人	2人	6人
久那土保育所	2人				2人
静川保育所	2人				2人
計	4人	4人	4人	4人	16人

(仮称)第二小学校統合準備委員会

	保育所 保護者代表	小学校 保護者代表	教職員代表	学識経験者	計
下部小学校		2人	2人	2人	6人
原小学校		2人	2人	2人	6人
下山小学校		2人	2人	2人	6人
常葉保育所	2人				2人
原保育所	2人				2人
下山立正保育園	2人				2人
計	6人	6人	6人	6人	24人

(仮称)第三小学校統合準備委員会

	保育所 保護者代表	小学校 保護者代表	教職員代表	学識経験者	計
身延小学校		2人	2人	2人	6人
大河内小学校		2人	2人	2人	6人
大野山保育園	3人				3人
計	3人	4人	4人	4人	15人

役 職； 会長1名、副会長1名(各委員会で互選により選出)

事務局； 教育委員会学校教育課学校統合推進担当

4. 部会の構成

①総務部会(統合準備委員会委員により組織する)

役 職； 部会長(会長が兼ねる)、副部会長(副会長が兼ねる)

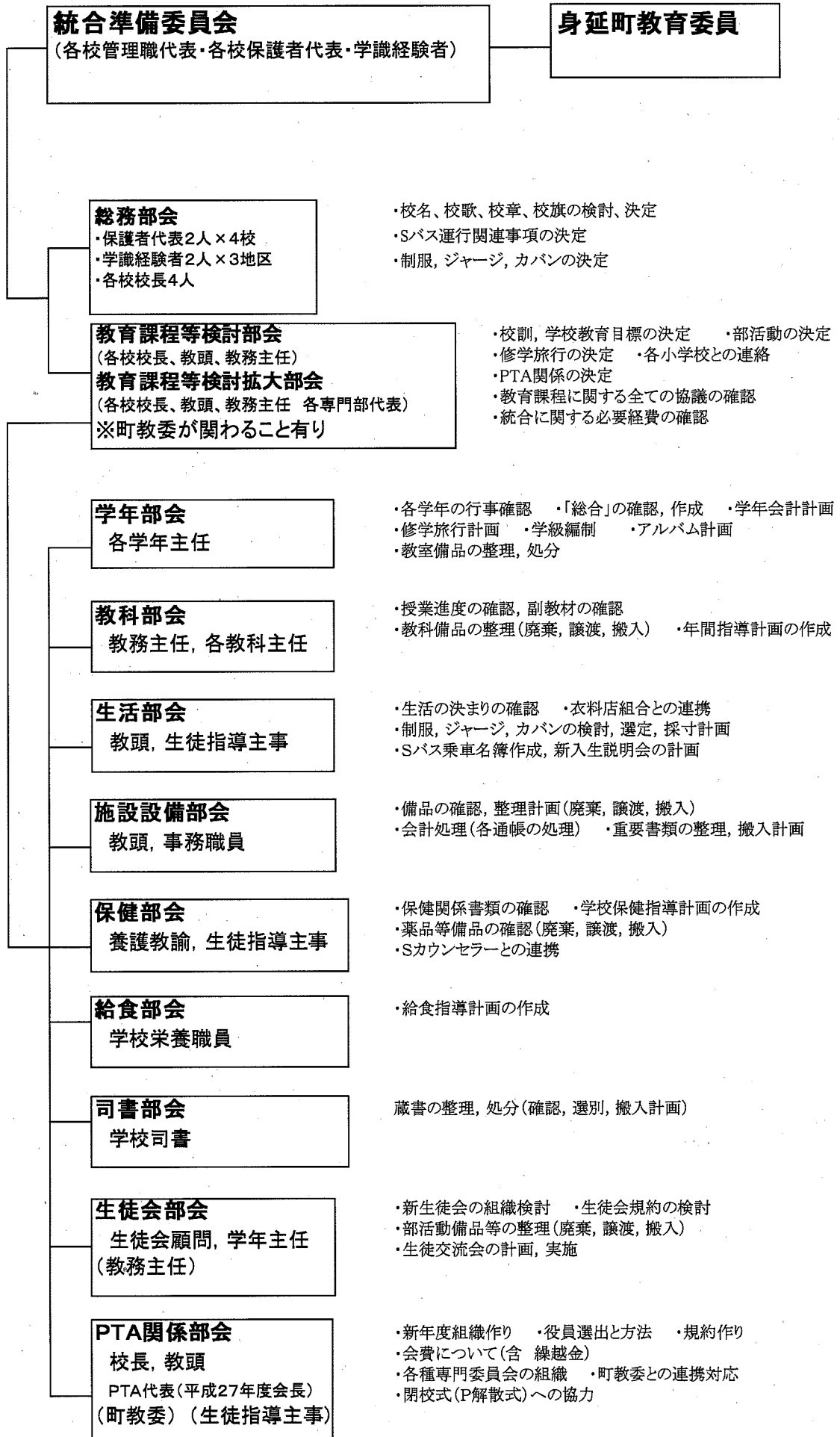
事務局； 教育委員会学校教育課学校統合推進担当

②教育課程等検討部会(構成校の教職員により組織する)

役 職； 部会長、副部会長

事務局； 部会長の学校から選出

○ 参考；身延中学校統合準備委員会教育課程等検討部会組織図



5. 部会の検討事項

部会構成	担 当 事 務
総務部会	1. 学校の名称等に関すること 1) 学校の名称、校歌、校章、校旗 2) 体育着等 2. 通学支援に関すること 1) 通学路、通学の方法、安全対策等 3. P T Aの組織運営に関すること 1) 組織編制 2) 規約の起案 3) 役員を選出方法 4) 運営計画の立案 4. その他統合に関すること
教育課程等検討部会	1. 教育課程等の検討と策定 2. 統合前の児童交流事業 3. 校則・校訓に関すること 4. 学校行事に関すること 5. 児童会に関すること 6. 設備及び備品に関すること 1) 学校備品 2) 教材備品 3) 学校図書 7. 地域と学校が連携して取り組む事項 8. その他統合に関すること

6. 会議の種類

①全体会議

②代表者会議(全小学校統合準備委員会が調整を行う必要がある場合の、代表者による会議)

別紙1 9人又は13人で構成する

③統合準備委員会(総務部会)

④教育課程等検討部会

※会議の開催連絡 ①～③は事務局より ④は教育課程等検討部会長より

※会議の会場 ①、②は中富総合会館 ③は西嶋分館・下山分館・総合文化会館

④は教育課程等検討部会長が決定

7. 提言例示等

①既に決定している事項

	[統合の時期]	[使用する校舎]
(仮称)第一小学校	平成29年4月1日	西島小学校校舎
(仮称)第二小学校	平成29年4月1日	下山小学校校舎
(仮称)第三小学校	平成30年4月1日	身延小学校校舎

②検討例示・決定期限

事項	選択枝等	協議すべき内容	決定の目標時期
校名に関する事	新たに校名を決定する場合	公募・アンケート（以下「公募等」という。）で校名を決定する ・公募等で決定するのか、あるいは公募等で案をしぼり委員会で決定するのか ・公募等の対象者の範囲はどのようにするか（複数応募など公平性の確保）	平成28年 3月末までに
	構成校の中から継承する場合	協議終了	
校歌に関する事	新規に校名を定める場合	1. 開校の前年度中に作成するためには、早期着手が必須となる ・歌詞の素案や校歌に盛り込むべき文言等を公募等とするのか ・公募するのか、適当な方に依頼するのか（予算化必要）	
	構成校の中から継承する場合	歌詞も継承する場合 協議終了 歌詞を変更する場合 歌詞の検討	
校章・校旗に関する事	新規に定める場合	公募するのか、デザイン会社等へ外注するのか（予算化必要） 美術科の教師に依頼するなど	平成28年 6月末までに
	構成校の中から継承する場合	協議終了	
指定用品（体育着等）に関する事	新規に定める場合	1. 新たにつくるとしても新1年生からデザインを変更とするか 2. 統合時の新1年生は実費を負担することになるがそれでよいか 3. デザインの決定方法は	※ 第三小準備委は 要検討
	構成校の中から継承する場合	協議終了	
通学支援（スクールバスの運行）に関する事		1. 運行時間、運行経路は 2. 乗降場所の決定	
その他		上記に準じた決定方法をとる	

③提言例示

別紙2

8. 当面の予定(総務部会)

開催日	会議の種類	内容
H27.10.19(月)	第1回全体会議	①会議の実施形態、②全体会議の構成
	第1回統合準備委員会(総務部会)	①役員の選出 ②全体会議出席者の選出 ③教育課程等検討部会への委任
H27.11.20(金)頃	第2回統合準備委員会(総務部会)	①校名の検討 ・基本方針について ・検討スケジュールについて
H27.12.17(木)頃	第1回代表者会議	①校名の検討 ・基本方針を決定 ・検討スケジュールを決定

身延町立（仮称）身延第一小学校統合準備委員会設置要綱

（設置）

第1条 身延町立（仮称）身延第一小学校（以下「学校」という。）の新設統合に際しその円滑な発足に資するため、身延町立（仮称）身延第一小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議し身延町教育委員会に提言するものとする。

- (1) 学校の名称、校則、校歌、校章、体育着等に関する事。
- (2) 通学支援に関する事。
- (3) P T Aの組織運営に関する事。
- (4) 教育課程及び学校行事に関する事。
- (5) 設備備品に関する事。
- (6) その他統合に必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 準備委員会委員は、小学校、保育所等の保護者及び教職員並びに学識経験者のうちから身延町教育委員会が委嘱する。

2 準備委員会に専門部会を設ける。部会の構成及び担当事務は、別表のとおりとする。

3 準備委員会は前条に定めた事項に関し適当と認めるときは、各部会の下に教職員などで構成する小部会を設け協議を依頼することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、学校統合に関する事項について、提言が必要にして十分になされたとき教育委員会が認めるまでの期間とする。

（会長等）

第5条 準備委員会に会長1名、副会長1名、部会に部会長1名、副部会長1名を置く。但し、総務部会長は会長が、総務副部会長は副会長が兼ねるものとする。

- 2 会長、副会長は委員の互選による。
- 3 会長は準備委員会を代表し会務を総理し、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 部会長は部会を代表し、副部会長は部会長を補佐し部会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議等）

第6条 準備委員会の会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 部会の会議は部会長が招集し議長となる。
- 3 準備委員会相互の協議等が必要な場合は、教育長が招集し準備委員会合同会議を開催する。

(事務局)

第7条 準備委員会の総括的な事務を処理させるため、身延町教育委員会に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

準備委員会の部会構成及び担当事務

部会構成	担 当 事 務
総務部会	<ol style="list-style-type: none">1. 学校の名称等に関すること<ol style="list-style-type: none">1) 学校の名称、校歌、校章、校旗2) 体育着等2. 通学支援に関すること<ol style="list-style-type: none">1) 通学路、通学の方法、安全対策等3. PTAの組織運営に関すること<ol style="list-style-type: none">1) 組織編制2) 規約の起案3) 役員を選出方法4) 運営計画の立案4. その他統合に関すること
教育課程等検討部会	<ol style="list-style-type: none">1. 教育課程等の検討と策定2. 統合前の児童交流事業3. 校則・校訓に関すること4. 学校行事に関すること5. 児童会に関すること6. 設備及び備品に関すること7. <ol style="list-style-type: none">1) 学校備品2) 教材備品3) 学校図書8. 地域と学校が連携して取り組む事項9. その他統合に関すること

身延町立（仮称）身延第二小学校統合準備委員会設置要綱

（設置）

第1条 身延町立（仮称）身延第二小学校（以下「学校」という。）の新設統合に際しその円滑な発足に資するため、身延町立（仮称）身延第二小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議し身延町教育委員会に提言するものとする。

- (1) 学校の名称、校則、校歌、校章、体育着等に関する事。
- (2) 通学支援に関する事。
- (3) P T Aの組織運営に関する事。
- (4) 教育課程及び学校行事に関する事。
- (5) 設備備品に関する事。
- (6) その他統合に必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 準備委員会委員は、小学校、保育所等の保護者及び教職員並びに学識経験者のうちから身延町教育委員会が委嘱する。

2 準備委員会に専門部会を設ける。部会の構成及び担当事務は、別表のとおりとする。

3 準備委員会は前条に定めた事項に関し適当と認めるときは、各部会の下に教職員などで構成する小部会を設け協議を依頼することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、学校統合に関する事項について、提言が必要にして十分になされたと教育委員会が認めるまでの期間とする。

（会長等）

第5条 準備委員会に会長1名、副会長1名、部会に部会長1名、副部会長1名を置く。但し、総務部会長は会長が、総務副部会長は副会長が兼ねるものとする。

- 2 会長、副会長は委員の互選による。
- 3 会長は準備委員会を代表し会務を総理し、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 部会長は部会を代表し、副部会長は部会長を補佐し部会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議等）

第6条 準備委員会の会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 部会の会議は部会長が招集し議長となる。
- 3 準備委員会相互の協議等が必要な場合は、教育長が招集し準備委員会合同会議を開催する。

(事務局)

第7条 準備委員会の総括的な事務を処理させるため、身延町教育委員会に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

準備委員会の部会構成及び担当事務

部会構成	担 当 事 務
総務部会	<ol style="list-style-type: none">1. 学校の名称等に関すること<ol style="list-style-type: none">1) 学校の名称、校歌、校章、校旗2) 体育着等2. 通学支援に関すること<ol style="list-style-type: none">1) 通学路、通学の方法、安全対策等3. PTAの組織運営に関すること<ol style="list-style-type: none">1) 組織編制2) 規約の起案3) 役員を選出方法4) 運営計画の立案4. その他統合に関すること
教育課程等検討部会	<ol style="list-style-type: none">1. 教育課程等の検討と策定2. 統合前の児童交流事業3. 校則・校訓に関すること4. 学校行事に関すること5. 児童会に関すること6. 設備及び備品に関すること7. <ol style="list-style-type: none">1) 学校備品2) 教材備品3) 学校図書8. 地域と学校が連携して取り組む事項9. その他統合に関すること

身延町立（仮称）身延第三小学校統合準備委員会設置要綱

（設置）

第1条 身延町立（仮称）身延第三小学校（以下「学校」という。）の新設統合に際しその円滑な発足に資するため、身延町立（仮称）身延第三小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議し身延町教育委員会に提言するものとする。

- (1) 学校の名称、校則、校歌、校章、体育着等に関する事。
- (2) 通学支援に関する事。
- (3) P T Aの組織運営に関する事。
- (4) 教育課程及び学校行事に関する事。
- (5) 設備備品に関する事。
- (6) その他統合に必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 準備委員会委員は、小学校、保育所等の保護者及び教職員並びに学識経験者のうちから身延町教育委員会が委嘱する。

2 準備委員会に専門部会を設ける。部会の構成及び担当事務は、別表のとおりとする。

3 準備委員会は前条に定めた事項に関し適当と認めるときは、各部会の下に教職員などで構成する小部会を設け協議を依頼することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、学校統合に関する事項について、提言が必要にして十分になされたと教育委員会が認めるまでの期間とする。

（会長等）

第5条 準備委員会に会長1名、副会長1名、部会に部会長1名、副部会長1名を置く。但し、総務部会長は会長が、総務副部会長は副会長が兼ねるものとする。

- 2 会長、副会長は委員の互選による。
- 3 会長は準備委員会を代表し会務を総理し、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 部会長は部会を代表し、副部会長は部会長を補佐し部会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議等）

第6条 準備委員会の会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 部会の会議は部会長が招集し議長となる。
- 3 準備委員会相互の協議等が必要な場合は、教育長が招集し準備委員会合同会議を開催する。

(事務局)

第7条 準備委員会の総括的な事務を処理させるため、身延町教育委員会に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

準備委員会の部会構成及び担当事務

部会構成	担 当 事 務
総務部会	<ol style="list-style-type: none">1. 学校の名称等に関すること<ol style="list-style-type: none">1) 学校の名称、校歌、校章、校旗2) 体育着等2. 通学支援に関すること<ol style="list-style-type: none">1) 通学路、通学の方法、安全対策等3. PTAの組織運営に関すること<ol style="list-style-type: none">1) 組織編制2) 規約の起案3) 役員を選出方法4) 運営計画の立案4. その他統合に関すること
教育課程等検討部会	<ol style="list-style-type: none">1. 教育課程等の検討と策定2. 統合前の児童交流事業3. 校則・校訓に関すること4. 学校行事に関すること5. 児童会に関すること6. 設備及び備品に関すること7. <ol style="list-style-type: none">1) 学校備品2) 教材備品3) 学校図書8. 地域と学校が連携して取り組む事項9. その他統合に関すること

(仮称)第一小学校統合準備委員会

	選任根拠	氏名	カナ	住所	備考
1	保育所保護者代表	二宮希世久	ニミヤキヨヒサ	身延町三沢	久那土保育所保護者会
2	保育所保護者代表	磯野智博	イソノモヒロ	身延町三沢	久那土保育所保護者会
3	保育所保護者代表	笠井利昭	カサイトシアキ	身延町西嶋	静川保育所保護者会
4	保育所保護者代表	渡辺幸子	ワタナベサチコ	身延町切石	静川保育所保護者会
5	小学校保護者代表	深澤仁司	フカザワヒトシ	身延町三沢	久那土小学校PTA
6	小学校保護者代表	若狭正人	ワカサマサヒト	身延町古関	久那土小学校PTA
7	小学校保護者代表	植村偉久子	ウエムライコ	身延町西嶋	西島小学校PTA
8	小学校保護者代表	幡野清美	ハタノキヨミ	身延町日向南沢	西島小学校PTA
9	教職員代表	望月洋人	モチヅキヒロヒト	身延町三沢15	久那土小学校長
10	教職員代表	石原敬彦	イシハラタカヒコ	身延町三沢15	久那土小学校教頭
11	教職員代表	熊谷 正	クマガイタダシ	身延町西嶋1228	西島小学校長
12	教職員代表	石原泰一	イシハラヤスカズ	身延町西嶋1228	西島小学校教頭
13	学識経験者	渡邊将樹	ワタナベマサキ	身延町中之倉	久那土小学校学校評議員
14	学識経験者	伊藤 信	イトウマコト	身延町樋田	久那土小学校元学校評議員
15	学識経験者	伊藤宗範	イトウソウハン	身延町西嶋	西島小学校学校評議員
16	学識経験者	笠井雄一	カサイユウイチ	身延町西嶋	西島小学校学校評議員

○会長(1名)

○副会長(1名)

○代表者会議出席者

(仮称)第二小学校統合準備委員会

	選任根拠	氏名	カナ	住所	備考
1	保育所保護者代表	依田貴司	ヨダタカシ	身延町常葉	常葉保育所保護者会
2	保育所保護者代表	小林礼美	コハヤシヒロミ	身延町市之瀬	常葉保育所保護者会
3	保育所保護者代表	望月一史	モチヅキカツシ	身延町下山	下山立正保育園保護者会
4	保育所保護者代表	望月友太	モチヅキユウタ	身延町下山	下山立正保育園保護者会
5	保育所保護者代表	金岡義朝	カネオカヨシトモ	身延町飯富	原保育所保護者会
6	保育所保護者代表	小林一真	コハヤシカズマ	身延町飯富	原保育所保護者会
7	小学校保護者代表	粕谷美緒	カサヤマオ	身延町常葉	下部小学校PTA
8	小学校保護者代表	小林めぐみ	コハヤシメグミ	身延町市之瀬	下部小学校PTA
9	小学校保護者代表	押田玄要	オシダケンヨウ	身延町飯富	原小学校PTA
10	小学校保護者代表	木村康弘	キムラヤスヒロ	身延町飯富	原小学校PTA
11	小学校保護者代表	向山好枝	ムコヤマヨシエ	身延町下山	下山小学校PTA
12	小学校保護者代表	川村由紀	カワムラユキ	身延町下山	下山小学校PTA
13	教職員代表	木内雄二	キウチユウジ	身延町常葉1413	下部小学校長
14	教職員代表	市川 茂	イチカワシゲル	身延町常葉1413	下部小学校教頭
15	教職員代表	大勝利宏	オオカツヒロ	身延町伊沼250	原小学校長
16	教職員代表	河住 洋	カワスミヒロシ	身延町伊沼250	原小学校教頭
17	教職員代表	遠藤達男	エントウタツオ	身延町下山10000-1	下山小学校長
18	教職員代表	廣瀬敏夫	ヒロセトシオ	身延町下山10000-1	下山小学校教頭
19	学識経験者	太田一夫	オオタカズオ	身延町常葉	下部小中学校学校評議員
20	学識経験者	笠井 茂	カサイシゲル	身延町上之平	下部小中学校学校評議員
21	学識経験者	望月 明	モチヅキアキラ	身延町八日市場	原小学校学校評議員
22	学識経験者	中 なほみ	ナカナホミ	身延町遅沢	原小学校学校評議員
23	学識経験者	星野正臣	ホシノマサオミ	身延町下山	下山小学校学校評議員
24	学識経験者	松木恵美子	マツキエミコ	身延町下山	下山小学校学校評議員

○会長(1名)

○副会長(1名)

○代表者会議出席者

(仮称)第三小学校統合準備委員会

	選任根拠	氏名	カナ	住所	備考
1	保育所保護者代表	氏原孝学	ウジハラコウガク	身延町門野	大野山保育園保護者会
2	保育所保護者代表	浅川 司	アサカワツカサ	身延町角打	大野山保育園保護者会
3	保育所保護者代表	阿久津宏彰	アクツヒロアキ	身延町相又	大野山保育園保護者会
4	小学校保護者代表	中山耕史	ナカヤマコウシ	身延町角打	大河内小学校PTA
5	小学校保護者代表	市川正文	イチカワマサフミ	身延町角打	大河内小学校PTA
6	小学校保護者代表	日吉 源	ヒヨシハジメ	身延町相又	身延小学校PTA
7	小学校保護者代表	松田真子	マツダマコ	身延町小田船原	身延小学校PTA
8	教職員代表	松野 拓	マツノヒロム	身延町丸滝456	大河内小学校長
9	教職員代表	保坂廣樹	ホサカヒロキ	身延町丸滝456	大河内小学校教頭
10	教職員代表	市川 司	イチカワツカサ	身延町梅平897	身延小学校長
11	教職員代表	古屋公彦	フルヤキミヒコ	身延町梅平897	身延小学校教頭
12	学識経験者	若林浩気	ワカバヤシコウキ	身延町大島	大河内小学校学校評議員
13	学識経験者	望月文子	モチヅキフミコ	身延町角打	大河内小学校学校評議員
14	学識経験者	藤田 祝	フジタイワイ	身延町波木井	身延小学校学校評議員
15	学識経験者	大野久方	オオノヒサカタ	身延町大城	身延小学校学校評議員

○会長(1名)

○副会長(1名)

○代表者会議出席者

代表者会議の構成について

別紙 1

①案

		保育所 保護者代表	小学校 保護者代表	教職員代表	学識経験者	小計	合計
第一小	久那土小学校 久那土保育所						3人
	西島小学校 静川保育所	1人 8人	1人 4人	1人 4人	3人 16人		
第二小	下部小学校 常葉保育所						3人
	原小学校 原保育所						
	下山小学校 下山立正保育園	1人 12人	1人 6人	1人 6人	3人 24人		
第三小	身延小学校 大河内小学校 大野山保育園	1人 7人	1人 4人	1人 4人	3人 15人	3人	
	計	3人 27人	3人 14人	3人 14人	9人 55人	9人	

※ 会長は、「学識経験者枠」に必ず入る

②案

		保育所 保護者代表	小学校 保護者代表	教職員代表	学識経験者	小計	合計
第一小	久那土小学校 久那土保育所	1人 4人					4人
	西島小学校 静川保育所	1人 4人	1人 4人	1人 4人	4人 12人		
第二小	下部小学校 常葉保育所	1人 4人					5人
	原小学校 原保育所	1人 4人					
	下山小学校 下山立正保育園	1人 4人	1人 6人	1人 6人	5人 16人		
第三小	身延小学校 大河内小学校 大野山保育園	2人 7人	1人 4人	1人 4人	4人 15人	4人	
	計	7人 27人	3人 14人	3人 14人	13人 55人	13人	

※ 会長は、「学識経験者枠」に必ず入る

参考例

平成 年 月 日

身延町教育委員会
教育長 様

身延町立(仮称)第〇小学校統合準備委員会
会長 〇〇〇〇 (公印省略)

身延町立(仮称)第〇小学校の統合準備に関する提言について

身延町立小中学校後期統合計画に基づき平成〇〇年4月に開校する(仮称)第〇小学校の円滑な発足に資するため、
.....
.....
.....
.....について下記のとおり意見集約いたしましたので、提言します。

記

- 1 学校の名称について
*校名は「〇〇小学校」が相応しいと意見集約された。(資料△を参照)
*.....
- 2 校歌及び校章について
*校歌については〇〇小学校の校歌の曲を使用し、新たに作詞することに意見集約された。また、校章については両校の校章イメージを取り入れた新たな校章を策定することが望ましい。(資料△を参照)
*.....
- 3 通学支援について
*現在の〇〇小学校の児童については、町がスクールバスを運行して通学手段を確保する。なお、低学年と高学年の帰宅時間に配慮をおこない運行をされたい。また、必要な安全対策等については、町教育委員会の責任において行う。(資料△を参照)
*.....

4
.
.